

報酬付与の申立てについて

福岡家庭裁判所後見センター

1 この申立てについて

後見人等が報酬を受け取るためには、後見人等から裁判所に報酬付与の申立てを行い、裁判所が認めた金額を本人の財産から受け取っていただくことになります。

2 申立てに必要なもの

(1) 申立て費用

- 収入印紙 800円
- 郵便切手 84円

(2) 申立てに必要な書類

- 申立書
- 報酬付与申立事情説明書
- 後見等事務報告書
- 財産目録
- 財産の裏付け資料（預貯金通帳の写し等）

※ 定期報告又は後見等終了報告と同時に申立てをされる際は、重複するものについては提出不要です。

《申立人又は本人の住所に変更があった場合》

- 住民票（マイナンバーの記載のないもの）又は戸籍附票
又は変更後の登記事項証明書

《申立人又は本人の本籍又は氏名に変更があった場合》

- 戸籍謄本又は変更後の登記事項証明書

以 上